

第2期教育振興基本計画 基本施策フォローアップ
 (生涯学習分科会関係)

目次

基本的方向性1:社会を生き抜く力の養成

成果目標3(生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)

基本施策11	現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進	1
11-1	現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進	1
11-2	様々な体験活動及び読書活動の推進	5
基本施策12	学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進	6
12-1	多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進	6
12-2	修得した知識・技能等の評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築	7
12-3	ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進	7

成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)

基本施策13	キャリア教育の充実, 職業教育の充実, 社会への接続支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化	8
13-1	社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進	8
13-2	学校横断的な職業教育の推進	9
13-3	各学校段階における職業教育の取組の推進	9
13-4	社会への接続支援	11
13-5	社会人の学び直しの機会の充実	11

基本的方向性4:絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習	
環境・協働体制の整備推進	—————13
20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進	……………13
20-2 地域とともにある学校づくりの推進	……………13
20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進	……………14
20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化	……………16
基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進	—16
21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援	……………16
基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実	—————17
22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進	……………17
22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進	……………17

基本的方向性 1 : 社会を生き抜く力の養成

【平成 27 年度の主な取組と今後の方向性】

成果目標 3 (生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)

基本施策 1 1 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

1 1-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

(人権・環境問題・地域防災等について)

○ 現代的・社会的な課題等に対応した学級・講座(※1)について

・実施件数…平成 23 年度：7 万 4, 8 6 1 件(平成 20 年度：8 万 4, 6 4 5 件)

・受講者数…平成 23 年度：4 7 0 万 3, 8 1 9 人(平成 20 年度：5 4 3 万 7 4 0 人)

・地方公共団体の関係機関(※2)が実施する学級・講座件数全体に占める割合

…平成 23 年度：10. 7%(7 万 4, 8 6 1 件/7 0 万 1, 2 2 1 件)

(平成 20 年度：10. 7%(8 万 4, 6 4 5 件/7 9 万 5, 1 0 5 件))

(※1) 文部科学省「社会教育調査報告」 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センターにおける「市民意識・社会連帯意識」に関する学級・講座 講座の例：男女共同参画社会、人権学習、環境問題、消費者教育、地域防災など

(※2) 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センター(男女共同参画社会の形成に向けた学習について)

○ 男女ともに多様な選択が可能となるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援の推進を図るため、高校生等の進路選択に活用できるブックレットを作成。

○ 働き方の見直しや子育てへの参画等、多様な選択を学ぶ機会を提供するため、学生を対象としたワークショップを実施。

○ 男女共同参画の視点を持ち、地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため、グッド・プラクティスを収集、発信。

(消費者教育等)

○ 消費者教育の推進に関する法律等に基づき、各地域における消費者教育の取組の推進を図るため、地域における消費者教育の実践報告の報告及び多様な主体との連携・協働による消費者教育を促進する場として「消費者教育フェスタ」を実施。

○ 消費者教育に関する教育(科目、ゼミ等)を実施している大学等は約 3 割(平成 25 年度：32. 7%)。また、社会教育における消費者教育に取り組んでいる教育委員会は約 4 割(平成 25 年度：43. 1%) (消費者教育に関する取組状況調査)。

○ 消費者教育推進委員会に「消費者教育の指導者用啓発資料」作成のための部会を設置し、現在、審議を行っている。

(地域参画・社会参画に係る学習について)

○ 文部科学省及び総務省において、政治や選挙に関する副教材「私たちが

拓く日本の未来」を作成し、全国の高校生に配布するとともに、『『私たちが拓く日本の未来』活用のための指導資料』を作成し、指導する教員等に配布。【総務省】

- 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決に当たる公民館等の社会教育施設の取組を支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を図った（平成26年度採択数：95件）。
- 「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし普及・啓発を図った。（平成27年度開催数：9か所）
- 高齢者の生涯学習に関する地域の主体的な取組を促進することを通じて、高齢者が生涯現役社会を生きるアクティブ・シニアとして地域づくりに参画していけるよう、平成24年度から、高齢者の生涯学習に関する国の検討・研究成果や地域の先進的な取組事例等を活用して研究協議会を年2回開催している（平成24年度は約140名の参加者、平均満足度約84%、25年度は約190名の参加者、平均満足度約90%、26年度は約180名の参加者、平均満足度約81%）。なお、内閣府が約5年に一度実施している「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」によると、平成25年度時点で高齢者のグループ活動への参加割合は61.0%、学習活動への参加割合は14.1%となっている。
- 高校生等の主権者意識の涵養や実社会への参画のための実践力等を育成するため、高等学校等において、地域の関係者等と連携し、体験的・実践的な学習を行う学習プログラムの開発に係る実践研究を実施。平成27年度予算においても、引き続き、所要の予算を計上し、取組を推進。（スポーツ）
- 平成24年3月に策定したスポーツ基本計画に基づき、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題としつつ、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を創出するため様々なスポーツ施策を推進。
- 学校の体育においては、教員の指導力の向上やスポーツ指導者の活用等による体育・保健体育の指導の充実、運動部活動の活性化等により、学校の教育活動を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図った。
- ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、若者のスポーツ参加促進策を実施する等の「スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業」や高齢者の運動・スポーツプログラムの普及啓発等を行う「高齢者の体力づくり支援事業」、障害者と健常者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動の推進等に取り組んだ。

また、スポーツ無関心層などを対象として、運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組などへの支援を行う「スポーツによる地域活性化推進事業」に取り組み、スポーツを通じた健康増進を推進。

加えて、総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の育成に取り組み、地域のスポーツ環境を整備するとともに、トップスポーツと地域スポーツとの連携・協働を推進。

（持続可能な開発のための教育：ESDについて）

- ユネスコの世界的な学校のネットワークであるユネスコスクールをESD（持続可能な開発のための教育）の推進拠点として位置付け、その加盟校数増加、連携の強化等を実施（平成23年度367校、平成24年度550校、平成25年度705校、平成26年度913校、平成27年度（平成27年5月現在）939校）。

（男女共同参画社会の形成に向けた学習について）

- 我が国の男女共同参画社会の形成に向けた学習に関しては、我が国の男女共同参画の現状は道半ばであるが、成長戦略としても「女性の活躍が求められている。引き続き、学校、家庭、地域等のあらゆる場において男女平等意識の涵養や女性の社会参画促進のための学習機会の充実を図る。また、独立行政法人国立女性教育会館の機能強化も図りつつ、男女共同参画を推進する教育・学習を推進していく。

（消費生活・消費者教育について）

- 消費者教育については、消費者教育の推進に関する法律の成立を踏まえ、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。これを受け、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成のため、引き続き、指針に基づいた取組が小学校、中学校、高等学校、大学等及び地方自治体で実施されるよう促していく。また、多様な主体が連携した消費者教育の取組が各地域において実施されるよう、先進事例の効果的な紹介や地方自治体における効果的な推進体制の構築が課題である。今後も、「連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究」や「消費者教育アドバイザーの派遣」などを通じて消費者教育を推進していく。
- 現行の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）は平成29年度までを対象としており、新たな基本方針の策定に向けた検討が必要なため、地域や教育機関等における消費者教育の取組状況について調査を行う。
- 平成27年7月に第2期消費者教育推進会議が始動し、今後2年間は、①「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）の見直しに向けた論点整理、②若年者に対する消費者教育の機会の

充実など社会情勢等の変化への対応について検討する。【消費者庁】

(地域参画・社会参画に係る学習について)

- 引き続き、「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし更なる普及・啓発を図る。
- 研究協議会での国の研究成果や全国の先進的事例等の紹介を通じ、関係者や関係機関の連携を図り、地域の課題解決に資する新たなネットワークの形成や仕組みづくりに取り組んでいる。しかしながら、より効果の高い事業とするため、今後は、企画内容の一層の充実や、新たな連携共催先の模索のほか、参加者の対象を明確化したり、開催についてより積極的に周知したりするといった改善を検討する。

(スポーツ)

- 学校体育については、専科教員等の活用、障害のある児童生徒への障害の種類・程度に応じた配慮等が課題となっている。スポーツ実施率の低い比較的若い年齢層や、高齢者、障害者の一層のスポーツ参加機会の拡充等、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や、地域スポーツの振興を図るため、多様な主体と連携し、市区町村の人口規模や高齢化過疎化等各地域の実情に応じた、総合型クラブの望ましい在り方や支援策等が課題となっている。
- スポーツを通じた健康増進を推進するため、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づくスポーツの普及や、スポーツ無関心層に興味・関心を喚起する取組を支援する。
- 障害児・者が、地域におけるスポーツ活動に参加できる機会は十分ではなく、継続的にスポーツ活動を実施できる環境は整っていない等の状況にあることから、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進するために、障害児・者が、身近で安心・安全にスポーツができる場として特別支援学校等を有効に活用するための実践研究を行う（平成28年

(持続可能な開発のための教育：ESDについて)

- 日本ユネスコ国内委員会教育小委員会ESD特別分科会が平成27年8月に取りまとめた報告書「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて」や、平成28年2月にESDに関する関係省庁連絡会議が取りまとめた「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画に

基づき、関係省庁が連携して取組を推進。

11-2 様々な体験活動及び読書活動の推進

- 平成25年1月に、中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」が答申され、人づくりの”原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている中、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言。
- 上記の答申を踏まえ、体験活動の推進施策として、家庭や企業に対する普及啓発、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設、企業を取組を推進する教育CSRシンポジウム、地域での持続可能な体験活動推進の仕組づくりの支援等を実施。
- また、「健全育成のための体験活動推進事業」により、いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした学校が実施する宿泊体験活動の取組を支援。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所にある国立青少年教育施設を活用し、青少年の体験活動の機会と場を提供（平成26年度利用者数：約510万人）するとともに、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」事業による助成（平成27年度採択件数：5,253件）等を実施。
- 青少年の国際交流を推進するため、全国の青少年教育施設を活用し、自然体験・スポーツ体験・文化体験等を通して諸外国の青少年と交流する事業を実施。
- 平成25年5月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「第三次基本計画」を閣議決定。
- 上記の基準等を踏まえ、学校における全校一斉の読書活動や図書館と学校図書館の連携・協力の重要性を踏まえた子供の読書環境の充実に努めた。また、学校・図書館・読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進するために、全国各地でフォーラムを開催。子ども読書の日（4月23日）に、「子どもの読書活動の推進フォーラム」を開催し、優れた読書活動を行っている学校・図書館・団体（個人）を表彰。

【参考1】

- ・ 宿泊体験活動を実施した公立小学校の割合
92%（H23） → 94%（H24） → 94%（H25）
（文部科学省調べ）

【参考2】

- ・ 学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向
1か月間全く本を読まない子どもの割合（不読率）（H27年6月）
小学生 4.5%（H24） → 4.8%（H27）
中学生 16.4%（H24） → 13.4%（H27）

高校生 53.2% (H24) → 51.9% (H27)
(全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」)

【参考3】

・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況

市 71.1 (H23) → 84.6% (H26)

町村 38.8 (H23) → 55.4% (H26)

(文部科学省「都道府県及び市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況に関する調査結果」)

【参考4】

・全校一斉の読書活動の実施状況 (公立学校)

小学校 96.2%、中学校 87.5%【H22年5月現在】

→ 小学校 96.7%、中学校 88.3%【H26年5月現在】

・公共図書館との連携状況 (公立学校)

小学校 73.8%、中学校 45.4%【H22年5月現在】

→ 小学校 76.5%、中学校 49.8%【H24年5月現在】

- 引き続き上記の取組を推進するとともに、体験活動は、家庭・学校・青少年関係団体・NPO・民間企業等の社会総ぐるみでの機会の創出が必要であるため、様々な主体が連携して子供に体験活動の機会を提供する取組の支援を図る。
- また、学校教育における体験活動の意義や教育的効果等について、学校や教育委員会へ引き続き周知する。また、関係省庁と連携し、体験活動の一層の推進を図る。
- 子供の読書活動については、第三次基本計画を踏まえ、市町村の読書推進計画の策定を推進するために引き続き上記の施策を実施するとともに、学校段階における差が依然として大きいため、中学生・高校生の読書活動の更なる推進を図る (平成34年度に不読率半減以下を目指す)

基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- 「民間教育事業者における評価・情報公開等の在り方に関する検討会」において、「民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン」を取りまとめ、関係省庁と連携し、周知。
- 近年の受講者の学習ニーズの多様化等に対して、認定社会通信教育事業者が柔軟に対応できるよう、平成25年4月に社会通信教育基準を改正し、修業期間の緩和等に関する制度改正を行った。また、平成26年度において、新たな基準の下で修業期間を短縮した講座等、7講座を認定した。
- 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワー

キンググループにおける審議の整理で示された今後の社会教育行政の再構築にかかる方向性に基づき、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の養成の在り方の見直しを行っている（基本施策30-1に後掲）。

- 民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドラインについて、引き続き周知を行う。
- 社会通信教育基準の改正の趣旨等に関して引き続き周知を行う。
- 社会教育主事を含めた社会教育指導者に求められる資質は多方面にわたっており、養成・研修の在り方の見直しに当たっては引き続き十分な議論を行う。

12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

- 平成25年度に、人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 学習成果が生かされる仕組みづくりのため、平成22年にまとめられた「検定試験のガイドライン（試案）」を踏まえ、自己評価・情報公開の取組の普及を促進している。平成26年度における自己評価の実施割合は、69.2%。また、平成26年度及び27年度において、検定試験における第三者評価に関する実践的調査研究を実施。
- 各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において検討を実施。
- 我が国に適した青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を検討するための試行事業を実施。

- 各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において引き続き検討を行う。
- 青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を広く社会に認知してもらう普及・啓発を行う。

12-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進

- デジタルコンテンツの質の保証や普及・奨励を図るため、教育映像等審査において、新たにデジタルコンテンツ部門を設置し、教育用デジタルコンテンツの審査を実施。

→ 教育上価値が高いデジタルコンテンツの普及・奨励を図るため、引き続き上記審査を実施する。

成果目標 4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

基本施策 13 キャリア教育の充実，職業教育の充実，社会への接続支援，産学官連携による中核的専門人材，高度職業人の育成の充実・強化

13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進

- 初等中等教育段階では、学校において教育課程の内外を通じた学習や活動における体系的・系統的なキャリア教育の実践を促進するために、教員向けの手引等の配布や研修用動画の配信、「キャリア教育推進連携シンポジウム」の開催等を実施。
- また、学校と地域・社会や産業界等との円滑な連携に向けて、企業等の出前授業や職場体験活動・インターンシップの受入れ先の開拓等を行う地域組織の設置を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」や、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」を書き込めるサイトの運営等を実施。
- 平成26年4月に「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（平成9年9月に当時の文部省、通商産業省、労働省の3省で作成）」を文部科学省、厚生労働省、経済産業省で改訂を行い、インターンシップの普及・推進を図った。また、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（インターンシップ等の取組拡大）」において、大学等におけるインターンシップの推進を担う専門人材の育成や中小企業におけるインターンシップ受入れ拡大等に取り組む地域インターンシップ推進組織（複数の大学と地域経済団体等で構成）の活動を通じ、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図った。
- 経済産業省は、平成25年度より産業界の求める実践的能力を持った高度イノベーション創出人材の育成や産学間の人材流動化によるイノベーションの創出を目指し、「中長期研究人材交流システム構築事業」を通じて理系修士課程・博士課程在籍者等を対象にした企業の研究現場における中長期（2か月以上）の研究インターンシップの枠組み構築を支援している。複数企業・複数大学により設立されたコンソーシアムにおいて、マッチングシステムの整備や中長期研究インターンシップに係る課題の抽出等が行われた。【経済産業省】

- 初等中等教育段階の職場体験活動・インターンシップの実施率はおおむね上昇傾向であるが、高等学校普通科においては、インターンシップを体験した生徒の割合が低水準にとどまっている（普通科14.7%（成20年度）→21.5%（平成26年度））。今後、外部の組織や人材と連携・協働するに当たってのマッチングや体制の整備、キャリア教育の意義・必要性に対する教員の理解の促進、キャリア教育の中核となる時間を高等学校普通科の教育課程に位置付けることの検討を行う。
- 高等教育段階では、「日本再興戦略」等に基づき、大学等のインターンシップ等の充実に向け、インターンシップの単位認定や、より教育効果の高いインターンシップ（中長期、有給等）の普及・促進に取り組む
- 中長期研究インターンシップの普及・定着に向け、引き続き環境整備に取り組む。

13-2 学校横断的な職業教育の推進

- 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進。
- また、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）において、個々人が生涯にわたり学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標となるような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」（NQF）を構築している。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築に向け、海外事例についての調査研究等を進めた。

- 引き続き、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人等の学び直しを全国的に推進していく。
- 学習成果の評価・活用の取組の充実については、その方策についてさらに検討を行う。

13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

- 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）等を踏まえ、実践的な職業教育に取り組んでいるところ。

- 専門高校においては、平成25年度入学生から年次進行で実施されている新高等学校学習指導要領に基づき、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に行うとともに、産業現場等における長期間の実習等に取り組んでいる。また、平成26年度から新たに、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定して調査研究を実施しており、現在20校を指定（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）。
- 教育再生実行会議第五次提言を受け、平成26年10月から、有識者会議において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について議論し、平成27年3月に基本的な方向性について取りまとめた。
- 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成27年度は7校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を実施。
- 専修学校においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、自己評価等の取組を推進した（9-6の再掲）。
- 企業等との密接な連携により実践的な職業教育に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを創設。（認定学校数：833校、認定学科数：2,540学科（平成28年2月19日現在））。
- 平成27年度から「産学連携サービス経営人材育成事業」により、大学等がサービス事業者と産学コンソーシアムを組成し、サービス産業の経営に関する専門的・実践的な教育プログラムを産学協同で開発することに対して支援を開始。17大学等の支援を行っているところ。

- 引き続き上記の取組を進めるとともに、専門高校では上記の取組の成果を取りまとめ、普及することなどを通じて、教育内容の改善を図る。
- 産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう、学科再編等を一層推進する施策を講じる。
- 専修学校では、産学協同による教育体制の構築や産業界等の関与を十分に確保した第三者評価の在り方等について検討を進める。
- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、有識者会議の取りまとめを受けて、平成27年4月に中央教育審議会に諮問しており、現在検討を行っている。
- 「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」のために必要な経費を計上（平成28年度予算：1.8億円）。

13-4 社会への接続支援

- 平成25年度・平成26年度卒業者に対して、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携し、未内定の学生等が1人でも多く卒業までに就職できるよう、年度末に「未内定就活生への集中支援」を実施し、大学の就職相談員等とジョブサポーターとの連携による個別支援の徹底等に取り組んだ。【厚生労働省】
- 平成27年度卒業予定者の平成27年12月1日現在の大学（学部）の就職内定率は80.4%となっており、前年同期に比べて、わずかではあるが上昇している。しかし一方で、未内定の学生が一定数存在していることから、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携し、未内定の学生等が1人でも多く卒業までに就職できるよう、平成28年1月から3月末までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2016」を実施し、大学の就職相談員等とジョブサポーターとの連携による個別支援の徹底等に取り組んでいる。【厚生労働省・経済産業省】
- また、政府においては、就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けて取り組んだ（8-1参照）。
- さらに、平成27年10月より順次施行している青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づき、若者の適職の選択に必要な職場情報の提供の仕組みを創設する等の措置を講ずるとともに、文部科学省と連携して、労働法制の周知や中退者に対する就職支援の強化に取り組んでいる。【厚生労働省】

- 引き続き、政府、大学等、経済界で就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた検討を行うとともに、雇用のミスマッチの解消に向け関係省庁と連携した取組を行う。
- 引き続き、学生等の就職・採用活動を支援するための環境整備に向けて、若者雇用促進法の円滑な施行と着実な実施を行う。【厚生労働省】

13-5 社会人の学び直しの機会の充実

- 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月閣議決定）等を踏まえ、専修学校、大学、大学院等が産業界と協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証することや、若者等の学び直しの支援のための独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の弾力的運用（大学等で過去に無利子奨学金の貸与を受けて学んだ学生等が、社会人になって再び大学等で学び直す際にも、無利子奨学金の貸与を受けることを可能とする（同学種（例：学部→学部）間の再貸与の制限の緩和））など、社会人の学び直し機会の充実に取り組んだ。

- 平成27年7月に、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、社会人や企業等のニーズに応じた大学・大学院・短期大学・高等専門学校における実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム（BP）」として文部科学大臣が認定する制度を創設し、同年12月に制度創設後初めて123課程を認定した。
- 放送大学では、約9万人の学生のうち有識者が65.1%（平成27年度）を占めており、資格関連科目等、社会人の学び直しに対応した教育内容の充実を図った。また、ラジオ授業科目について、インターネット配信を実施するとともに、スマートフォン・タブレット端末等向けの配信を実施。さらに、平成27年度からはオンライン授業を開講し、働きながらでも学びやすい環境の整備に取り組んでいる。

また、社会人等の多様なニーズに対応した学習機会を提供することなどを目的に、特定の分野の学習を体系的に行ったことを証明する、履修証明制度に基づいた科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）を実施している。

- 引き続き、専修学校、大学、大学院等と産業界等が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進する。
- 引き続き、「職業実践力育成プログラム」（BP）認定制度を活用し大学等における社会人の学び直しをより一層促進していく。
- 平成27年4月より「誰もが学び続け、活躍できる『全員参加型社会の実現のための政策連絡会議』を開催し、教育行政と労働、福祉行政の連携強化のため、文部科学省と厚生労働省が中長期的な視点に立った政策協議や、情報共有・連絡調整などを実施。
- 放送大学においては、オンライン上でディスカッションやレポートを実施する授業（オンライン授業）や放送授業等により、女性のキャリアデザインなど社会的ニーズを踏まえた授業科目や資格関連科目等の充実に取り組む。

基本的方向性 4 : 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

【平成27年度の主な取組と今後の方向性】

成果目標8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- 平成27年12月に中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申）が取りまとめられ、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要であること等が提言されている。また、同答申を踏まえ、平成28年1月に「『次世代の学校・地域』創生プラン」が策定された。
- 平成27年度においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域社会全体で子供たちの学びを支えていくため、地域住民等の参画による「学校支援地域本部」、経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等に対して地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援である「地域未来塾」、放課後等に子供たちに学習や様々な体験活動等の機会を提供する「放課後子供教室」、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て実施する土曜日の教育活動等を実施し、様々な教育支援活動を実施。
- 平成27年度の実施状況は、「学校支援地域本部」が4,146本部（公立小中学校区あたりの実施率：32%）、「放課後子供教室」が1万4,392教室（公立小学校区あたりの実施率：48%）、「地域未来塾」が約2,000中学校区、「地域の豊かな社会資源を利用した土曜日の教育支援体制等構築事業」は10,412校。

→ 平成28年1月に策定された「『次世代の学校・地域』創生プラン」を基に、地域学校協働活動の推進・加速のため、制度面の整備や財政面の支援の充実等の総合的な方策により、「地域学校協働本部」を全国的に整備していく。

20-2 地域とともにある学校づくりの推進

- 保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善を図るため、「地域

とともにある学校づくり」を推進している。そのうち、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成27年4月1日時点で、2,389校（うち、小・中学校は2,271校）が指定され、前年度から470校増加した。

- 平成27年12月に中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申）を取りまとめ。同答申においては、学校運営協議会制度について教育委員会が積極的に設置に努めていくような制度とすることや、学校支援に係る役割を追加すること等の制度的見直しに加え、導入に伴う財政面・体制面の支援の充実等の総合的な推進方策が提言されている。
- また、上記答申に示されたコミュニティ・スクールの基本的方向性を踏まえ、平成28年1月に『「次世代の学校・地域」創生プラン』を策定し、答申の内容の具体化を図った。
- 平成27年度においては、コミュニティ・スクールの導入が加速しつつある自治体に重点を置き、全国7会場でフォーラムを実施したり、地域とともにある学校づくりを推進するための補助事業等を実施したりするなど、コミュニティ・スクールの普及や取組の充実を図った。
- また、地域とともにある学校づくりの効果的な推進のため、校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、教職員や学校運営協議会委員のマネジメント力向上、実効性ある学校評価に関する調査研究を行うとともに、その普及・啓発を実施。

- 中央教育審議会答申等を踏まえて、コミュニティ・スクールについて所要の制度的見直しを図るとともに、制度の導入に伴う体制面・財政面の支援を含めた総合的な推進方策を実施し、コミュニティ・スクールの一層の推進・加速に取り組む。
- 地方創生にも資するよう、学校を核とした地域の魅力を創造する取組を支援するとともに、学校・地域の差し迫った社会的・地域的課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制の下で課題解決に取り組む新たな学校モデルを構築し、地域とともにある学校づくりを推進する。
- 校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、校長や教職員等のマネジメント力向上、実効性ある学校評価システムの構築に関する調査研究等を引き続き実施し、自律的・組織的な学校運営体制の構築を図る。

20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

- 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決を通じた地域コミュニティ形成に資する公

民館等の社会教育施設の取組を支援し、その成果の全国への波及を図り、学びの場を拠点とした地域コミュニティ形成の推進を図った（平成26年度採択数：95件）。

- 「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし普及・啓発を図った。（平成27年度：開催数9か所）
- 余裕教室を活用する場合の財産処分手続の更なる簡素化・弾力化（平成27年7月に実施）や、活用事例を掲載したパンフレットの周知などにより、余裕教室の活用促進を図った。平成25年5月1日現在、余裕教室の99.3%が活用（余裕教室活用状況の実態調査）。
- 学校施設と他の公共施設等との複合化を実施する場合の計画設計上及び管理運営上の留意点について、平成26年8月より有識者会議を設置し調査研究を実施し、平成27年11月に報告書を取りまとめた。
- 総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の育成に取り組んでおり、現在、総合型クラブは全国に約3,500か所（平成24年7月：3,396→平成27年7月：3,550）設置、総合型クラブ設置率（全市区町村数に占める総合型クラブ設置済み及び設置準備中の市区町村数）は約8割（平成24年7月：78.2%→平成27年7月：80.8%）となっている。また、充実した活動基盤を持つ総合型クラブを拠点として、トップアスリートを周辺の総合型クラブやスポーツ少年団、学校運動部活動等に派遣し、子供たちを指導するとともに、クラブ同士のネットワークの強化を図る取組を実施するなど、総合型クラブの魅力を高め、自立化につながる取組を行っている。
- 地域の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う公演事業等を総合的に支援することで、劇場、音楽堂等の活性化と地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施（採択件数：平成27年度172件）。

→ 引き続き、「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし更なる普及・啓発を図る。

→ スポーツ基本計画（平成24年3月策定）に基づき、地域コミュニティの核となる総合型クラブを各市区町村に少なくとも一つは育成するため、地方公共団体、大学・企業等と連携し、市区町村の人口規模や高齢化、過疎化等各地域の実情に応じた、総合型クラブの望ましい在り方や支援策についての検討を行う。

20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化

- 平成25年度に、人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において検討を実施。
- 大学における公開講座の実施状況等の調査を行ない、結果を公表しているほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果について説明を行うなど、大学公開講座の充実にに向けた取組を実施。
- 放送大学では各都道府県に設置している学習センター等において、面接授業を3,166科目、公開講演会を552回（平成28年1月現在）実施。また、各学習センター等における大学やNPO法人等との連携や、履修証明制度に基づいた科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）の「地域リーダー人材育成プラン」の開設等を通じて、地域課題を解決する人材の育成に取り組んでいる。

- 各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において引き続き検討を行う。
- 地域と協働して地域課題の解決に資する実践的な公開講座を開設する等の大学の取組の在り方について検討する。
- 放送大学において、今後も学習センター等における面接授業や公開講演会等を積極的に実施することにより、地域における学習機会を提供する。

基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想）の推進

21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援

- 平成25年度から自治体と連携して地域課題の解決に取り組む各大学の支援として実施してきた「地（知）の拠点整備事業（COC）」を発展的に見直し、平成27年度より新たに、複数の大学が、地域活性化を担う自治体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業を支援する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施している。
- 大学における公開講座の実施状況等の調査を行い、結果を公表しているほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果について説明を行うなど、大学公開講座の充実にに向けた取組を実施。

→ 平成27年度より実施している「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を平成28年度以降も引き続き実施していく。

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- 全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援チームの組織化等による身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組を推進（平成27年度実施箇所数：3,322か所）。
- 社会全体の動向や地域の課題等を踏まえた支援の取組手法の検討や関係府省との連携による研究協議を行い、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図った。
- 課題を抱え孤立しがちな家庭への公民館等を拠点とした地域人材によるサポート体制の構築のため、実証的調査研究を実施（平成26年度実施箇所数：18か所）。
- 家庭教育支援における訪問型家庭教育支援手法の実証研究を行い、問題を抱え孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を図った（平成27年度実施箇所数：5か所）。
- 平成27年7月に文部科学省内に「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」を立ち上げ、訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル及び人材養成講座のひな形を検討。
- 家庭教育支援チームによる支援を更に普及するため、家庭教育支援チームの登録制度の見直しやロゴマークの作成を実施。

→ 引き続き、家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組を推進するとともに、訪問型家庭教育支援など問題を抱え孤立した家庭に対する効果的な行政手法についての検討を行う。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- 平成18年度から、子供の望ましい基本的な生活習慣の確立のため、全国協議会や民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、啓発リーフレットを作成し、小学校1年生を対象に配布するとともに、子供の生活習慣づくりに関する活動のうち、特に優れていると認められる活動に対して、文部科学大臣表彰を実施。
- 「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会」を開催し、睡眠習慣をはじめとする生活習慣が子供の心身に与

える影響などに関する科学的知見の整理と、その普及啓発の在り方について検討し、中高生や保護者などを対象とした普及啓発資料及び指導者用資料を作成。

- 中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究（中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業）を実施（平成27年度実施箇所数：7か所）。
- 親子のコミュニケーションなどによって育まれる家族のきずなや、家庭でのルールづくり、子供たちの基本的な生活習慣づくり、家庭教育の大切さや命の大切さについて、親子で話し合ったり、一緒に取り組むことを社会全体で呼びかけていくため、これらをテーマとする三行詩を募集し、表彰を実施。

→ 引き続き、子供から大人までの生活習慣づくりについて、府省や地域団体、企業等との連携を図りながら、全国的な普及啓発を推進する。特に、生活習慣の自己管理が可能になってくる中高生を中心とした取組の推進を図る。